

# 事業者のみなさん! 準備は進んでいますか？

平成31年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか？

## 【開催日時等】

日時	場所	講師
平成29年10月20日(金) 15時30分～16時30分	和田山ジュピターホール 小ホール (朝来市和田山町玉置 877-1)	和田山税務署 養父市商工会
平成29年11月21日(火) 15時30分～16時30分	和田山ジュピターホール 大ホール (朝来市和田山町玉置 877-1)	和田山税務署 朝来市商工会

※ どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、各税務署では、平成29年9月から11月までの間、随時、軽減税率制度説明会を開催しています。

開催予定は、国税庁HPをご覧ください。

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

共催：公益社団法人和田山納税協会、和田山税務署

問合せ先	和田山税務署	法人課税部門
	TEL 079 - 672 - 6060 (直通)	